

◇ 消費税率の引上げについて ◇

10月1日、消費税の引上げが閣議決定される前の9月に、それを踏まえて、「住宅関連税制とすまい給付金」に関する説明会が、国土交通省住宅局の主催で開催されました。その中の概要を、下記にまとめてみました。

1、消費税について

- * 消費税率は、H26年4月に8%、H27年10月に10%と二段階で引上げ予定
- * 住宅については、土地は非課税、建物のみ課税対象
- * 中古住宅の買取再販は課税対象、個人間売買は非課税

2、消費税率引上げに伴う住宅に関する経過措置

- * 消費税額は、原則として引渡し時点の税率により決定
- * 税率引上げの半年前までに契約された住宅は、引上げ前の税率
- * 請負契約だけでなく、マンション等の売買契約も概ね対象

◇ 住宅ローン減税等の税制拡充について ◇

1、住宅ローン減税制度の概要

- * 毎年の住宅ローン残高の1%を10年間、所得税から控除
- * 所得税で控除しきれない分は、住民税からも一部控除
- * 住宅ローンの借入を行う個人単位で申請
- * 消費税率の引上げにあわせて大幅に拡充

2、住宅ローン減税制度利用の要件

- * 自ら居住すること
- * 床面積が50㎡以上であること
- * 中古住宅の場合、耐震性能を有していること
- * 借入期間や年収についても要件あり

3、住宅ローン減税の申請方法

- * 入居した翌年の確定申告時に申請
- * 給与所得者の場合、2年目からは年末調整の際に適用可能
- * 各要件の確認のための添付書類が必要

4、投資型減税

- * 長期優良住宅や低炭素住宅に対応した減税措置
- * 現金購入の場合に利用可能
- * 1年で控除しきれない場合は、翌年からの所得税からも控除

5、リフォームに関する減税〔投資型、ローン型〕

- * 耐震、省エネ、バリアフリーリフォームは、投資型減税措置あり
- * 省エネ、バリアフリーリフォームは、ローン減税措置あり
- * 消費税率の引上げに伴い、控除額が拡充

◇ すまい給付金制度について ◇

すまい給付金とは

- * 引上げ後の消費税率が適用される住宅を取得する場合、引上げによる負担を軽減するため現金を給付
- * 平成26年4月から平成29年12月まで実施
- * すまい給付金を受取るためには、給付申請書を作成し、確認書類を添付して申請することが必要

その他、給付額、収入、対象となる住宅、給付要件などが設定されています。又、インターネットなどでも、マンガでわかりやすく解説しておりますので、これからも、内容を熟知した上で、お施主様のお役に立てる情報提供をしていきたいと思っております。
(著 福地小枝子)

孝太の知恵袋

電子レンジの嫌なにおいを消すには

電子レンジの中ってのは、いつのまにか、色んな臭いがくっついちゃってるもんだろ。
嫌な、臭いがすることもあるけど、そんな時はね、みかんを使えば簡単に取れるんだよ。
まずはみかんの皮を洗って、水気をよく拭き取ってからお皿に載せる。電子レンジで2~3分加熱するだけで、ほら、嫌な臭いが消えただろ。レンジをお掃除した時の仕上げにやっつくといいなえ。

建築情報や知識は、ファース本部公式サイトで！



ファースの家

検索

